

鳴門市学校給食用食品納入業者の登載に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校給食の用に供する食品（以下「学校給食用食品」という。）納入業者の学校給食用食品納入業者名簿（以下「給食業者名簿」という。）への登載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資格要件)

第2条 学校給食用食品納入業者として給食業者名簿への登載を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 鳴門市物品の購入等に係る競争入札及び随意契約参加資格審査要綱（平成24年4月1日施行）第5条第2項に規定する物品等競争入札及び随意契約参加資格者名簿に、登録区分が競争入札、営業種目がN2食料品で登載されていること（同要綱第4条に規定する申請書を、登録区分が競争入札、営業種目がN2食料品で提出し、第5条第1項の規定による審査中のものを含む。）。
- (2) 学校給食が児童、生徒及び園児（以下「児童等」という。）の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童等の食に関する正しい理解及び適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることを理解していること。
- (3) 鳴門市内又は徳島県内に、本店、支店、営業所等の営業施設を有し、迅速かつ適切に連絡調整及び行動ができる体制を有していること。
- (4) 営業経歴が引き続いて2年以上あり、かつ、営業内容が堅実で社会的信用があること。
- (5) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可を受けた業種にあつては、所管する保健所の食品衛生監視票の交付を受けていること。
- (6) 製造業者及び加工業者については、材料倉庫、食品倉庫、冷蔵倉庫その他衛生上の必要な設備を完備していること。
- (7) 従業員の健康管理及び衛生教育が適切に行われていること。
- (8) 給食センターが必要とする品目及び数量を給食センターが指定する日時及び場所に、指定する状態及び温度で確実に納入できる能力を有し、かつ、交換等で緊急を要する場合に迅速に対応することができること。

(登載申請)

第3条 学校給食用食品納入業者として給食業者名簿への登載を受けようとする者は、学校給食用食品納入業者資格審査申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添付し、市長に申請をしなければならない。ただし、市長が特に必要でないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 経歴書(様式第2号)(鳴門市物品の購入等に係る競争入札及び随意契約参加資格審査要綱に規定する様式第2号の写しをもって代えることができる。)
- (2) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合は、これらを受けていることを証明する書面の写し
- (3) 食品衛生法に基づく営業許可を受けた業種にあつては、所管する保健所の食品衛生監視票の写し
- (4) 誓約書(様式第3号)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(申請期間)

第4条 前条の申請書は、次の各号に掲げるいずれかの期間に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 平成29年1月24日から同年3月31日まで
- (2) 平成30年7月1日から同年8月31日を最初の期間とする隔年毎の7月1日から8月31日まで

(給食業者名簿への登載)

第5条 市長は、第3条の規定により申請書の提出を受理したときは、第2条に規定する資格要件について審査するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査により資格を有すると認めた者については、給食業者名簿に登載のうえ、当該申請者に対してその結果を通知するものとする。

3 前項に規定する給食業者名簿への登載は、次に掲げる期日に行うものとする。

- (1) 前条第1号に規定する期間に申請書が提出された場合 平成29年6月1日
- (2) 前条第2号に規定する期間に申請書が提出された場合 平成30年10月1日を最初の期日とする隔年毎の10月1日

(登載の有効期間)

第6条 前条第2項に規定する給食業者名簿への登載の有効期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 前条第3項第1号に規定する期日に給食業者名簿に登載された場合 平成30年9月30日まで
- (2) 前条第3項第2号に規定する期日に給食業者名簿に登載された場合 当該登載の日から2年間

2 前項の規定にかかわらず、第4条ただし書の規定により申請書を提出し、審査を受けた給食業者名簿への登載の有効期間は、同項の残存期間とする。

(登載の取消し)

第7条 市長は、給食業者名簿の登載者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条第2項による登載を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する資格要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合
- (2) 虚偽の申請をした場合
- (3) 誓約書を遵守しなかった場合
- (4) 鳴門市に損害を与え、又は学校給食の実施に支障を与えた場合

(変更届)

第8条 申請者は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更があったときは、直ちに、学校給食用食品納入業者資格審査申請変更届(様式第4号)に第3条各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 住所又は所在地、商号又は名称、氏名又は代表者の氏名
- (2) 登録印鑑又は使用印鑑
- (3) 営業種目
- (4) 前3号に掲げるもののほか、営業に関する重要な事項

2 申請者は、その営業を休止し、若しくは廃止したときは、その旨を書面により市長に届け出なければならない。

(みなし規定)

第9条 徳島県より学校給食用牛乳供給事業者に選定された者は、鳴門市物品の購入等に係る競争入札及び随意契約参加資格審査要綱に規定する物品等競争入札及び随意契約参加資格名簿及び給食業者名簿に登載されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成29年 1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8年 4月 1日から施行する。